

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」-Vol.7- 「新しいタイプの商標(Non-Traditional Trademarks)」

☆☆

北九州市内には「**門司港レトロ**」と呼ばれる観光スポットがあり大正レトロ調に整備された建造物や施設に昨今多くの観光客が訪れています。この対岸の下関市に「**はい！からっと横丁**」という遊園地がオープンしたのが4年前のことです。園内に設置された大観覧車のLEDイルミネーションは関門海峡の夜景に彩りを添えるとともに、ライトアップの色で翌日の天気予報を表示するという粋な演出を行っているそうです(赤…晴れ、緑…曇り、青…雨または雪)。

<http://haikarat.com/parkmap/attraction/01.html>

※「はい！からっと横丁」ウェブサイト-アトラクションのご紹介より引用。

観覧車を英語では Ferris Wheel と言いますが、Ferris は設計したエンジニア、ジョージ・ワシントン・ゲイル・フェリス・ジュニア(George Washington Gale Ferris, Jr.)の名前に因んだものです。観覧車はもちろん遊具であり交通機関ではありませんが、以前観たテレビドラマのプロローグがとても印象的で今でも頭の片隅に残っています。

「観覧車は不思議な乗り物だ。どこにも行けない。ぐるっと回って元のところに戻ってくる。でも、一度空に近づいたあの景色はいつまでも胸に残り、下に降りてきてももう忘れることはできない。」

(TBS テレビ「夜行観覧車」2013年放送 - 原作: 湊かなえ「夜行観覧車」)

♪♪

「商標」(trademark)とは自己の商品やサービスを表示し、他人の同種の商品やサービスから区別するための標識をいいます。「商標法」(Trademark Act)は、この商標を保護し産業の発達を図ることを目的としており、実際には商標を使用する者の業務上の信用を保護しています。商標と似たものに「ブランド」(brand)がありますが、元々牛飼いが自分の牛と他人の牛を間違えないように押した焼き印が起源と言われており有名で価値の高い名前を意味します。

商標権は設定登録日から10年間存続しますが、業務上の信用は10年で終了するものではなく長年使えば使うほど蓄積されるものであることから10年の存続期間は何回でも更新でき、商標権が半永久的に存続できるシステムになっています。

商標法において、商標とは「人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩または音その他政令で定めるもの(標章)であって、業として生産等する者が、その商品等について使用するもの」と定義されています。商標には①文字商標、②図形・記号の商標、③結合商標、④立体商標などの種類がありますが、④立体商標にはケンタッキーフライドチキンのカーネル・サンダース立像、不二家のペコちゃん人形などがあり、中には名菓ひよ子の形状、かに道楽の動くかに看板など訴訟や裁判に至ったものもあります。

商標法では、従来上記①～④の文字や図形等の視認可能な商標のみを保護の対象としていましたが、2014年の法改正により、新しいタイプの商標が対象に追加されました。

新しいタイプの商標とは⑤動き商標、⑥ホログラム商標、⑦色彩のみからなる商標、⑧音商標、⑨位置商標をいいます。

新しいタイプの商標 (Non-Traditional Trademarks)

| | 定義 | 登録例 |
|-----------------------------------|------------------------------|---|
| ⑤動き商標 (Motion trademarks) | 文字や図形が時間の経過に伴って変化する商標 | エステー「ひよこ動画」、菊正宗酒造「風呂敷動画」など |
| ⑥ホログラム商標 (Hologram trademarks) | 文字や図形がホログラフィーその他の方法により変化する商標 | 三井住友カード「PREMIUM GIFTCARD のホログラム」 |
| ⑦色彩のみからなる商標 (Color trademarks) | 単色または複数の色彩の組み合わせからなる商標 | トンボ鉛筆、セブン-イレブン・ジャパン |
| ⑧音商標 (Sound trademarks) | 音楽、音声、自然音からなる商標で、聴覚で認識される商標 | 小林製薬「ブルーレットおくだけ」、伊藤園「おーいお茶」、大正製薬「ファイトー、イッパーツ」など |
| ⑨位置商標 (Position trademarks) | 図形等の商標であって、商品等に付す位置が特定される商標 | エドウィン「ジーンズのポケットのタブ」、富士通「ノート PC 蓋体開口部の赤い線」など |

上記⑦色彩のみからなる商標は、特許庁 (Japan Patent Office = JPO) が今年 2 月に初めて登録を認めたもので、その色彩の組み合わせは日常生活でよく見かける以下のものです。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170301003/20170301003-1.pdf>

(経済産業省ウェブサイトーニュースリリースより引用)

(英文記事)

“Non-Traditional Trademarks”

The Act for Partial Amendment to the Patent Act and Other Acts (Act No.36 of 2014), which included expansion of subjects to be protected by trademarks and was enforced on April 1, 2015, has newly enabled registration of non-traditional trademarks, such as motion trademarks, hologram trademarks, color trademarks, sound trademarks, and position trademarks. As of the end of December 2016, 1,446 applications for registration of non-traditional trademarks had been filed, out of which 183 trademarks were registered. It would be highly expected that non-traditional trademarks would play a great role in brand strategies as an eloquent communication for brand which could be more effective than words.

「新しいタイプの商標」

商標の保護対象の拡充を含む、特許法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 36 号)が 2015 年 4 月 1 日に施行され、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標の新しいタイプの商標についても、新たに商標登録が可能となりました。新しいタイプの商標については、2016 年 12 月末までに 1,446 件が出願され、そのうち 183 件が登録されています。新しいタイプの商標は、言語を超えたブランドの発信手段として、ブランド戦略に大きな役割を果たすことが期待されます。

参考文献:

「知的財産管理技能検定 2 級 公式テキスト」(知的財産教育協会編)

経済産業省ウェブサイトーニュースリリース(英語版)

「特許庁ステータスレポート 2017」(特許庁 2017 年 3 月)

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」第 7 号 2017 年 7 月 31 日発行

発行元:

産機エンジニアリング株式会社 翻訳・通訳グループ 土中 健弘(文責)

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原 46-59

TEL: 093-871-5139/FAX: 093-872-5219

E-mail: donaka@sankieng.co.jp

URL: <http://www.sankieng.co.jp/>

☆☆

Copyright © 2017 SANKI ENGINEERING CORPORATION All Rights Reserved.